請求日	年	月	日

読谷村長

認可外保育施設等の施設等利用費請求書(償還払い用)

認可外保育施設・一時預かり保育事業・病児保育・子育て援助活動支援事業等の施設等利用費

【令和 年 月~令和 年 月分請求用】

私は、子ども・子育て支援法第30条の11第1項の規定に基づき、施設等利用費の給付について、下記の通り請求しますので、指定する償還払いの振込先口座に振り込んで下さい。 なお、施設等利用費の審査にあたり、次の事項に同意します。

- 1. 申請者と認定子どもが、読谷村内に居住していることを読谷村が住民基本台帳で確認すること。
- 2. 実際に利用していることを読谷村が対象施設に確認すること。
- 3. 保育料の支払い状況を読谷村が対象施設に確認すること。
- 4. 市区町村民税の課税状況を読谷村が確認すること。

1.	施設等利用給付認定保護者(/詰求者)
- .		

フリカナ			認定				生生	- 月日	牛	月	Ħ
氏 名	※償還払いの場合の振込先は	申請者名義の口座です	子どもとの続柄			Ę	現住 所	電話:			
	ども(認定子どもごとに申										
法第30条	その4の認定種別	□ 第2号 □	第3号	認	定	番	号				
生年月日		年 月	日	フ	IJ	ガ	ナ				
年 月	月 日~ 年 月	日の間の住所		氏			名				
□ 現住所	のとおり 🗌 転入	した □ 転出	した	177			石				
上記で転り	しまたは転出に該当し	た場合は転入・	転出日を	記力	(年	月	日

3. 償還払いの振込先を記入して下さい

金融機関名	預	金	種	目	日		当屋	至	
銀行・信用金庫 支店	П	座	番	岩					
農協・信用組合 出張剤	口座	名義(カタカ	ナ)					

4. 利用した認可外保育施設・一時預かり保育事業・病児保育・子育て援助活動支援事業等を記入(複数記入可)

		130700		מנניי במטמנואקו) U PKI J	2 1 2 C 30	24371	ガ入汲于木切と		(()	23/100/ (*3/	
	フ	リガ	ナ						₸				
1	施事	設 業	· 名			所	在	地	承 式				
	7				Т				電話:				
		契約し	てい	る保育料※1	□月額		円口	日額		円		時間額	円
	フ	リガ	ナ						〒				
2	施事	設	•			所	在	地					
4	事	業	名						電話:				
		契約し	てい	る保育料※1	□月額	•	円口	日額		円		時間額	円
	フ	リガ	ナ						〒				
3	施	設	•			所	在	地					
(3)	施事	設業	名						電話:				
		契約し	てい	る保育料※1	□月額		円□	日額		円		時間額	円

<裏面も記入して下さい>

	フ	リガ	ナ						〒
4	施事	設業	• <i>t</i> 7			所	在	地	
	争		名						電話:
		契約し	てレ	いる保育料※1	□月額		円口	日額	円 □ 時間額 円
	フ	リガ	ナ						〒
5	施事	設業	•			所	在	地	1
0	事	業	名						電話:
		契約し	てし	∖る保育料※1	□月額		円口	日額	円 □ 時間額 円
	フ	リガ	ナ						〒
6	施事	設	•			所	在	地	1
	事	業	名						電話:
		契約し	てレ	、る保育料※1	□月額		円口	日額	円 □ 時間額 円

※①~⑥に書き切れない数の施設・事業を利用した場合は、余白等に記載して下さい。

※1 該当箇所にレを記入し金額を記入して下さい。保育料の設定が月単位を超える(四半期、前期・後期等)場合は、当該保育料を当該期間の月数で除して、当該保育料の月額相当分を算定し、月額欄の□にレを記入し、算定した月額相当分を記入して下さい。

5. 認可外保育施設・一時預かり保育事業・病児保育・子育て援助活動支援事業等の施設等利用費の償還払い請求の内訳を記入

利用年月日	認可外保育施設 に支払った 月額保育料 (a) ※2 ※3	一時預かり保育事業・病児保育・子育て援助活動支援事業等に支払った月額合計保育料(b)※2	支払額合計 (c=a+b)	月額上限額 (d)	請求額 (cとdを比較して 小さい方)	
年 月	円	円	円	円	円	
年 月	円	円	円	円	円	
年 月	円	円	円	円	円	

※2 上記で記入した保育料の合計額を支払ったことを証明する書類(施設からの領収証等)と特定子ども・子育て支援提供証明書をすべて添付して下さい。

また、子育て援助活動支援事業を利用した場合は、援助を行う会員が発行した活動報告書も添付して下さい。

- ※3 保育料の設定が月単位を超える(四半期、前期・後期など)場合は、当該保育料を当該期間の月数で除して、保育料の月額相当分を算定して下さい。(10円未満の端数がある場合は切り捨て)
- ※4 月額上限額は、施設等利用給付第2号認定の場合は月額37,000円、第3号認定の場合は42,000円です。
 - 月途中で認定期間が終了する又は開始される場合か、市町村間の転出入の場合、月額限度額は次の通りとなります。
 - ・月途中で認定期間が終了する場合、
 - または別の市町村へ転出する場合の限度額:37,000(42,000)円× 転出日までの日数÷その月の日数
 - ・月途中で認定期間が開始される場合、
 - または別の市町村から転入した場合の限度額:37,000(42,000)円× 転入先での認定日からの日数÷その月の日数